

第28回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年10月28日（金）午後2時00分から午後2時26分まで

2 開催場所 幕別町役場3階会議室

3 出席委員（23名）

会長	24番	谷内	雅貴
会長職務代理者	23番	鯖戸	英明
	1番	棚	範貴
	2番	小林	信也
	3番	山下	浩昭
	4番	橋本	浩弥
	5番	西田	利幸
	6番	中村	富士男
	7番	田村	信夫
	8番	高野	英一
	9番	佐藤	雅典
	10番	森	勤子
	11番	帰山	茂義
	12番	井田	留吉
	13番	澤邊	佳範
	14番	佐藤	悦啓
	15番	高橋	孝二
	16番	多田	篤
	18番	吉田	正宏
	19番	渡邊	ひろ子
	20番	佐久間	博孝
	21番	湯佐	茂雄
	22番	松本	誠

4 欠席委員 17番 黒田 龍司

5 議案

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告

第1号 令和4年度農地パトロール（利用状況調査）の結果について
第2号 農地所有適格法人報告書の受理について
第3号 所有権移転に係る利用調整結果の報告について
第4号 農地台帳整備に係る現況地目の確認について

議案

第1号 農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について

- 第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第5号 現況証明について

協議

- 第1号 幕別町に対する意見の提出について

6 農業委員会事務局職員

- | | |
|------------|-------|
| 事務局長 | 川瀬 康彦 |
| 農地振興係長 | 菅原美栄子 |
| 忠類支局農地振興係長 | 広田 瑞恵 |
| 農地振興係主査 | 稲垣 昂太 |
| 農地振興係主査 | 高坂 花織 |

7 会議の概要

議長	<p>幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第28回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>次に、議事録署名委員を、会議規則第13条第2項の規定により指名いたします。</p> <p>議事録署名委員に9番佐藤雅典委員、10番森委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>次に、諸般の報告を事務局から申し上げます。</p>
事務局長	<p>諸般の報告を申し上げます。会議規則第4条の規定により、17番黒田委員より欠席する旨の届出がございましたので、ご報告申し上げます。</p>
議長	<p>次に、報告第1号「令和4年度農地パトロール（利用状況調査）の結果について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告第1号の説明をいたします。</p>
事務局	<p>報告第1号、令和4年度農地パトロール（利用状況調査）の結果について、8月に農地パトロール（利用状況調査）を実施した結果、利用意向調査に該当する農地はありませんでした。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>報告第1号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>（発言なし）</p>
議長	<p>質疑がないようですので、以上で報告第1号を終わります。</p>

議長 次に、報告第2号「農地所有適格法人報告書の受理について」を議題といたします。
事務局から報告第2号の説明をいたします。

事務局 報告第2号、農地所有適格法人報告書の受理について、
ほか、計3法人から提出がありましたので報告いたします。
書類等完備されておりましたので、受理いたしました。
以上で報告を終わります。

議長 報告第2号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

議長 次に、報告第3号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題といたします。
事務局から報告第3号1番について、説明をいたします。

事務局 報告第3号、所有権移転に係る利用調整結果の報告について、公益財団法人幕別町農業振興公社の所有権の移転に係る利用調整結果を報告いたします。
案件は、議案書1ページの今年20日に町公社が利用調整を行った1件であります。
内容につきましては記載のとおりです。
以上で報告を終わります。

議長 報告第3号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

議長 次に、報告第4号「農地台帳整備に係る現況地目の確認について」を議題といたします。
事務局から報告第4号1番について、説明をいたします。

事務局 報告第4号、農地台帳整備に係る現況地目の確認について、農地台帳整備に係る下記の農地の現況地目について、現況の確認を行っておりますので報告します。
案件は、議案書2ページの1件でございます。
今年17日の現地調査で、現況について記載のとおり確認いたしました。
以上で報告を終わります。

議長	<p>報告第4号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、以上で報告第4号を終わります。</p>
議長	<p>次に、議案第1号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。</p> <p>議案第1号1番、2番について、事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>議案第1号、農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について、農地法第18条の規定により合意解約通知があったので審議を求めます。</p> <p>【議案第1号1番、2番について、議案書をもとに朗読】</p> <p>1番及び2番の案件は、返還のため解約するものです。</p> <p>農地法第18条の規定に基づき、合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えております。</p> <p>以上で議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。お諮りいたします。</p> <p>議案第1号1番、2番に伴う通知書の内容に基づく合意解約の成立状況について、異議ございませんか。</p> <p>【全員異議なし】</p>
議長	<p>異議なしとします。よって、議案第1号1番、2番に係る通知書の内容に基づく合意解約の成立状況を確認いたしました。</p>
議長	<p>次に、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>なお、議案第2号1番から4番につきましては、多田委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。</p> <p style="text-align: right;">(16番 多田委員退席)</p>
議長	<p>それでは、議案第2号1番から4番について、事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計</p>

画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、幕別町より決定の求められた下記の農用地利用集積計画について審議を求めます。

賃借権。

【議案第2号1番から4番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書1ページから2ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

20番 20番説明いたします。1番と2番の案件は、今月18日に町公社が利用調整を行ったもの、3番と4番の案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第2号1番から4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号1番から4番は原案のとおり決定いたしました。

(16番 多田委員着席)

議長 次に、議案第2号5番から8番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号5番から8番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書3ページから4ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

5番 5番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第2号5番から8番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号5番から8番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第2号9番から12番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号9番から12番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書5ページから6ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

4番 4番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第2号9番から12番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号9番から12番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第2号13番から15番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号13番、14番について、議案書をもとに朗読】

所有権に移ります。

【議案第2号15番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書7ページから8ページ上段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

13番

13番説明いたします。13番、14番の案件は、今年7月に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は買受予定者であり、意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。

また、15番の案件は、今年9月に町公社が利用調整を行い、同月に買入要請を行ったものであります。譲受人は農地中間管理機構である北海道農業公社ですので、今回の所有権の移転については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第2号13番から15番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第2号13番から15番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第2号16番、17番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号16番について、議案書をもとに朗読】

使用貸借権に移ります。

【議案第2号17番について、議案書をもとに朗読】

なお、これらの案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号の規定に基づく、特例対応となるものです。

すなわち、当該規定に基づき、農地所有適格法人である[]の構成員である[]が、第三者である[]から農地を取得し、同時に[]が同法人に貸付けるという権利設定を行うものであります。

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書8ページ下段から9ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
4番	4番説明いたします。これらの案件は、今月20日に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権移転につきましては問題ないと考えております。 以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第2号16番、17番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第2号16番、17番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 議案第3号1番について、事務局から説明をいたします。
事務局	議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求めます。
事務局	所有権。 【議案第3号1番について、議案書をもとに朗読】 この案件は、別添調査書1ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。 以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
22番	22番説明いたします。この案件は、今月17日に黒田委員、吉田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。 なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号1番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第3号2番、3番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号2番、3番について、議案書をもとに朗読】

これらの案件は、別添調査書2ページから3ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。
以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

5番 5番説明いたします。これらの案件は、今月17日に黒田委員、吉田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。
なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号2番、3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号2番、3番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第3号4番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号4番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書4ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。
以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

20番 20番説明いたします。この案件につきましては、今月18日に高野委員、井田

委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。

なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第3号4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号4番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案第4号1番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定による許可申請があったので審議を求めます。

【議案第4号1番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、農機具庫建設等を目的とする転用であります。

なお、農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから、問題ないと考えております。

なお、立地基準、一般基準の詳細につきましては、別添農地転用許可申請に係る審査表1ページから2ページに記載されているとおりでございます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

14番

14番説明いたします。この案件は、今月17日に黒田委員、吉田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。

なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議長	<p>議案第4号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【全員異議なし】</p> <p>異議なしとします。よって、議案第4号1番は原案のとおり決定いたしました。</p>
議長	<p>次に、議案第5号「現況証明について」を議題といたします。</p> <p>議案第5号1番について、事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>議案第5号、現況証明について、農地法関係事務処理要領に基づき、土地の現況証明願があったので審議を求めます。</p> <p>【議案第5号1番について、議案書をもとに朗読】</p> <p>以上で議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。</p>
22番	<p>22番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月17日に黒田委員、吉田委員、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。</p> <p>議案第5号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【全員異議なし】</p>
議長	<p>異議なしとします。よって、議案第5号1番は原案のとおり決定いたしました。</p>
議長	<p>次に、議案第5号2番について、事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>【議案第5号2番について、議案書をもとに朗読】</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。</p>
20番	<p>20番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月18日に高野委員、井田委員、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしく願いいた</p>

	<p>します。</p>
議長	<p>それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。</p> <p>議案第5号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【全員異議なし】</p>
議長	<p>異議なしとします。よって、議案第5号2番は原案のとおり決定いたしました。</p>
議長	<p>次に、協議第1号「幕別町に対する意見の提出について」を議題といたします。</p> <p>協議第1号について、事務局から説明をいたします。</p>
事務局長	<p>協議第1号、幕別町に対する意見の提出について、次のとおり決定したいので協議を求めるものであります。</p> <p>本件は、農業委員会等に関する法律第38条の規定に基づき、幕別町に対する意見の提出を行うにあたり、意見書の内容等の協議、検討を行うことを、農業委員会規則第11条の規定により農政部に付託することについて、ご協議をお願いするものであります。</p> <p>検討する内容であります。議案の中段2番目にありますように、国等への要請として1から4の事項を、町への農業施策の要望として1から5の項目を予定しております。</p> <p>なお、当該意見書につきましては、来月22日開催予定の農政部会でご協議をいただいた後、29日開催予定の第29回農業委員会総会においてご審議、ご決定をいただきましたら、出来るだけ早く幕別町に対しまして提出いたしたいと考えております。</p> <p>以上で提案理由の説明を終わります。</p>
議長	<p>提案理由の説明が終わりました。</p> <p>それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。</p> <p>協議第1号について、原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【全員異議なし】</p>
議長	<p>異議なしとします。よって、協議第1号は原案のとおり決定いたしました。</p>

議長

議案は以上であります。
これをもちまして、第28回農業委員会総会を閉会します。

事務局長

ご起立願います。ご苦勞様でした。